

福祉用具の複数貸与が必要と想定される理由

	福祉用具の品目	理由
1	車いす	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は介護者ではタイヤ等の拭き取りや持ち運びが困難なため、屋内外で併用できない場合 住環境により屋外用と屋内用でサイズ変更が必要な場合
2	車いす付属品	上記理由により、付属品についても複数貸与が必要である場合
3	特殊寝台	想定されない
4	特殊寝台付属品	用具の機能を確保するため必要な場合（サイドレール1組の設置では落下の危険が想定される等）
5	床ずれ防止用具	想定されない
6	体位変換器	想定されない
7	手すり	利用者の日常生活範囲において必要な場合
8	スロープ	利用者の日常生活範囲において必要な場合
9	歩行器	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は介護者ではタイヤ等の拭き取りや持ち運びが困難なため、屋内外で併用できない場合 住環境により屋外用と屋内用でサイズ変更が必要な場合
10	歩行補助つえ	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は介護者ではつえの拭き取りが困難なため、屋内外で併用できない場合 用具の機能を確保するため必要な場合（本人の状態からつえが2本ないと歩行が安定しない等）
11	認知症老人徘徊感知機器	利用者の安全確保に必要な数
12	移動用リフト	想定されない
13	自動排泄処理装置	想定されない

※ 上記理由以外での介護給付による複数貸与の可否については、介護・高齢福祉課にご相談ください。